

(平成 28 年 4 月 18 日適用)

名古屋ビジネスダイレクト ワンタイムパスワード利用規定

1. ワンタイムパスワードとは

- (1) ワンタイムパスワードとは、本サービスを利用するにあたり、以下のいずれかにより、生成・表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）をいいます。
 - ① 当行所定のワンタイムパスワードの生成機（以下、「ハードウェアトークン」といいます。）
 - ② 携帯電話機またはスマートフォンにインストールされたワンタイムパスワード生成ソフト（以下、「ソフトウェアトークン」といいます。）
- (2) ワンタイムパスワードは、資金移動（振込・振替）サービスの都度指定方式のほか、当行所定の取引を行う場合に適用されます。
- (3) ワンタイムパスワードを利用する場合、名古屋ビジネスダイレクト利用規定に加え、本ワンタイムパスワード利用規定により取扱います。なお、ワンタイムパスワードを利用する場合、名古屋ビジネスダイレクト利用規定に定める「パスワード」にワンタイムパスワードを含めるものとします。

2. 利用対象者

ワンタイムパスワードの利用対象者は、次条による利用申込を行った契約者で、当行が承諾した法人および個人事業主の方とします。

3. 利用申込

- (1) ワンタイムパスワードの利用申込は、当行所定の申込書により行うこととします。尚、申込に当たっては、契約者はハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンのいずれか一方を指定するものとし、これを変更する場合は、再度、当行所定の方法により申し込むこととします。
- (2) 前項の申込を当行が承諾した場合、
 - ① ハードウェアトークンについては、契約者の届出住所にハードウェアトークンを発送します。ハードウェアトークンの発送は日本国内に限ります。
なお、届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当行所定の利用申込を行うこととします。
 - ② ソフトウェアトークンについては、当行にて、契約者の携帯電話またはスマートフォン上でソフトウェアトークンを利用するための準備をします。この手続きが完了すると、契約者のパソコン上にソフトウェアトークン設定用の画面が表示されるようになります。

4. 利用登録

- (1) ワンタイムパスワードの利用は、ハードウェアトークンの到着後、契約者が当行所定の期間内に所定の方法で利用登録を行うことで可能となります。
- (2) ソフトウェアトークンについては、契約者のパソコン上のソフトウェアトークン設定用画面の内容に従って利用登録を行ってください。
- (3) ワンタイムパスワードの利用登録後は、契約者が資金移動（振込・振替）サービスを利用する際のほか、当行所定の取引を行う場合に、ワンタイムパスワードによる認証を必要とします。

- (4) ハードウェアトークンの所有権は、当行に帰属するものとし、契約者にハードウェアトークンを貸与するものとします。ハードウェアトークンは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

5. 利用手数料

- (1) ハードウェアトークンについては、1 契約に 1 個の申込に限り無料とし、2 個目の申込から当行所定の利用手数料が必要です。また、紛失における再発行は、当行所定の再発行手数料が必要です。ハードウェアトークンの申込手数料および紛失再発行手数料は、各預金規定にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出なしに代表口座から自動的に引落します。
- (2) ハードウェアトークンの利用手数料および紛失再発行手数料は、ワンタイムパスワード利用の取消・停止（ハードウェアトークン返戻による利用停止を含みます。）等があっても返却できません。
- (3) ソフトウェアトークンの利用手数料は無料です。
- (4) 当行は、契約者に事前に通知することなく当行ホームページ等で掲示することにより手数料等を変更する場合があります。

6. 有効期限

- (1) ハードウェアトークンの有効期限は、当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、当行は、ハードウェアトークンの有効期限までに新しいハードウェアトークンを契約者の届出住所あてに郵送します。
契約者は新しいハードウェアトークンを受領後、当行所定の期間内に所定の方法で利用登録を行う必要があります。
- (2) ソフトウェアトークンの場合
ソフトウェアトークンの有効期限は、当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、当行は、契約者の携帯電話またはスマートフォンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。また、ソフトウェアトークンの再設定等を行ってください。

7. 管理・保管・紛失・盗難

- (1) ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンは、マスターユーザーを含めた管理者および利用者本人以外利用できないよう厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないように十分に管理・保管してください。
- (2) ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンが紛失・盗難にあった場合、またはその恐れがある場合や、偽造・変造等により他人に使用される恐れが生じたとき、または、他人に使用されたことを認知した時は、ただちに当行に届け出るものとします。当行はこの届出を受付したときは、ただちにワンタイムパスワード利用中止等の必要な措置を行います。
- (3) ソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンを変更した場合は、マスターユーザーまたは管理者ユーザーがパソコンを操作することによって、当行所定の方法で再度設定してください。

8. 再発行

- (1) 契約者は、ハードウェアトークンの再発行を希望する場合、当行所定の方法により再発行の申込みをするものとします。
- (2) 前項の申込を当行が承諾した場合、ハードウェアトークンは当行より契約者の届出住所に発送します。ハードウェアトークンの発送は日本国内に限ります。なお、届出住所不備ま

たは不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、ワンタイムパスワードを引き続き利用するにあたっては、再度、当行所定の申込を行うこととします。

- (3) ワンタイムパスワードの利用は、前項の申込みにより発送されたハードウェアトークン（以下、「新トークン」といいます。）の到着後、契約者が当行所定の方法で、新トークンの利用登録を行うことで可能となります。新トークンの利用開始登録後は、旧トークンに表示されるワンタイムパスワードは利用できません。

9. 利用停止・解約

- (1) ワンタイムパスワードの利用を停止する場合は、当行所定の申込みを行うこととします。
- (2) ワンタイムパスワードを当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合、当行は契約者に対するワンタイムパスワードの利用を停止します。契約者がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合は、当行所定の書面により当行へ届け出ることとします。ただし、届出から当行所定の期間は本サービスを利用できませんので予めご承知おきください。
- (3) 契約者が本利用規定に違反した場合等、当行がワンタイムパスワードの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなくワンタイムパスワードの利用を停止することができるものとします。
- (4) ワンタイムパスワードの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解除することができます。但し、契約者の都合による解除は、契約者が当行所定の書面により通知するものとします。また、当行が解除する場合は、当行所定の方法で解除する旨の通知をすることにより行います。
- (5) ワンタイムパスワードの契約は、契約者が「名古屋ビジネスダイレクト」を解約した時点で本契約は解約されたものとします。
- (6) 契約者に「名古屋ビジネスダイレクト利用規定 共通編 12.強制解約・一時停止等」の強制解約の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知・催告することなくただちに本契約を解除することができます。

10. 免責事項

- (1) ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンは契約者が厳重に管理し、第三者への開示・譲渡・貸与を禁止します。また、紛失・盗難等に遭わないように十分注意してください。ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話・スマートフォンおよびワンタイムパスワードの利用・管理において契約者に損害が生じたとしても当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードの利用開始後、資金移動サービスのご利用に際し、ワンタイムパスワードによる本人確認を行いますので、契約者は当行所定の方法で入力することとします。契約者が入力したワンタイムパスワードと、当行に登録されている情報とが一致した場合には、当行はお客さまからの取引とみなして取扱い、ワンタイムパスワードの使用について不正使用その他の事故があっても当行は責任を負いません。
- (3) ワンタイムパスワードを当行所定の回数連続して誤入力された場合、当行はワンタイムパスワードが必要な取引の利用を停止します。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールした携帯電話またはスマートフォンの故障等の事由で本サービスによる取引が不能・遅延となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

- (5) ハードウェアトークンを発行または再発行により契約者に郵送する際に、本規定 3.(2)①及び 8.(2)に基づくトークンの発送・廃棄等により生じた損害について当行は責任を負いません。また、郵送上の事故等により第三者が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の定める他の規定により取扱います。

12. 規定の変更

当行は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行ホームページ上に掲示する等、相当な方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。ただし、急を要する場合には事後に告知することもあります。この変更により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

以上